

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年12月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500325 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500069 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 63 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 27 年 3 月 31 日
② 平成 28 年 3 月 31 日
③ 平成 29 年 3 月 31 日
④ 平成 30 年 4 月 6 日
⑤ 平成 31 年 3 月 29 日
⑥ 令和 2 年 3 月 31 日

A事業所から支給された請求期間①から⑥までの賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑥までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの期間及び請求期間⑥について、請求者から提出された賞与台帳により、請求者は、当該各期間において、A事業所から別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤について、請求者から提出された取引推移一覧表及び同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、A事業所から別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳、取引推移一覧表等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までの各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

別表

請求期間		標準賞与額
①	平成 27 年 3 月 31 日	15 万円
②	平成 28 年 3 月 31 日	37 万 3,000 円
③	平成 29 年 3 月 31 日	37 万 3,000 円
④	平成 30 年 4 月 6 日	37 万 5,000 円
⑤	平成 31 年 3 月 29 日	38 万 4,000 円
⑥	令和 2 年 3 月 31 日	44 万 4,000 円

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500326 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500070 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 27 年 3 月 31 日
② 平成 28 年 3 月 31 日
③ 平成 29 年 3 月 31 日
④ 平成 30 年 4 月 6 日
⑤ 平成 31 年 3 月 29 日
⑥ 令和 2 年 3 月 31 日
⑦ 令和 3 年 3 月 31 日

A事業所から支給された請求期間①から⑦までの賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑦までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの期間並びに請求期間⑥及び⑦について、請求者から提出された賞与台帳により、請求者は、当該各期間において、A事業所から別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤について、請求者から提出された預金通帳及び同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、A事業所から別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳、預金通帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までの各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

別表

請求期間		標準賞与額
①	平成 27 年 3 月 31 日	15 万円
②	平成 28 年 3 月 31 日	37 万 3,000 円
③	平成 29 年 3 月 31 日	37 万 3,000 円
④	平成 30 年 4 月 6 日	37 万 5,000 円
⑤	平成 31 年 3 月 29 日	38 万 4,000 円
⑥	令和 2 年 3 月 31 日	44 万 4,000 円
⑦	令和 3 年 3 月 31 日	20 万円

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500318 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2500019 号

第1 結論

昭和 57 年 9 月から昭和 58 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 58 年 2 月から同年 12 月までの請求期間及び昭和 60 年 1 月から平成 2 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 36 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 57 年 9 月から昭和 58 年 1 月まで

② 昭和 58 年 2 月から同年 12 月まで

③ 昭和 60 年 1 月から平成 2 年 10 月まで

昭和 57 年 9 月頃に、当時勤めていた A 事業所（現在は、B 事業所）の奥さんから、私の国民年金加入手続等を当事業所が代理で行うことにして、国民年金の保険料を給料から天引きすると連絡を受けた。

しかし、請求期間①は国民年金保険料の全額免除期間、請求期間②及び③は国民年金保険料の未納期間とそれぞれ記録されている。国民年金保険料を天引きされていたことが確認できる給与明細を提出するので、請求期間①から③までを国民年金保険料を納付した期間として、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

1 国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、記号番号払出簿によると、請求者の記号番号（＊）は、C 県 D 市において、昭和 56 年 12 月 10 日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録において、請求期間①は、申請による国民年金保険料全額免除期間と記録されていることから、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を追納することが可能であり、請求期間②及び③に係る国民年金保険料を納付することが可能である。

2 請求者は、A 事業所が私に代わり、請求期間①に係る国民年金加入等の手続及び国民年金保険料を追納してくれた旨主張し、保険料を事業主により給与から控除されていたとして、「年金 5220」と記載がある「57 年 9 月 16 日付け」から「57 年 12 月 15 日付け」までの給与明細、及び「年金」の標記はないが、「各種保険」と題し控除金額の記載がある「58 年 1 月 17 日付け」の給与明細を提出している。

また、請求者は、A 事業所が私に代わり、請求期間②及び③に係る国民年金加入等の手続及び国民年金保険料を納付してくれた旨主張し、保険料を事業主により給与から控除されていたとして、「各種保険」又は「保険」と題し控除金額の記載がある「昭和 58 年 2 月 16 日付け」から「昭和 58 年 12 月 16 日付け」まで、及び「昭和 60 年 1 月 16 日付け」から「平成 2 年 10 月 12 日付け」までの給与明細を提出している。

3 しかしながら、B 事業所は、請求者から提出された給与明細は、当事業所が請求者に発行した明細であるとした上で、同明細に記載された「年金」、「各種保険」及び「保険」欄の金

額については、請求者の国民年金保険料を控除している、または国民年金保険料が含まれているように、それぞれ見受けられるが、請求期間当時の給与支払担当者は既に退職しているため詳細は確認できない上、当事業所は請求者の請求期間①から③までに係る国民年金保険料を納付していなかったものと思われる旨回答している。

また、A事業所が当時加入していたとするE協同組合の担当者及びF国民健康保険組合は、それぞれ当組合に加入する者に対し、国民年金の加入及び保険料納付のあっせん又は手続の代行を行ったことはない旨陳述及び回答している。

さらに、請求者に係るD市の国民年金被保険者台帳及びG市の国民年金被保険者名簿において、請求期間①は申請による国民年金保険料全額免除期間、請求期間②及び③は国民年金保険料の未納期間（請求期間②のうち、昭和58年2月及び同年3月は、当初、申請による国民年金保険料全額免除期間と記録されていたが、昭和58年1月20日婚姻の配偶者が同年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、令和7年2月28日に、請求者の昭和58年2月及び同年3月を国民年金保険料未納期間と変更処理されている。）である旨それ記録されており、当該記録の状況は、請求者のオンライン記録と符合している上、請求期間③は70月と長期間であり、国民年金保険料の全ての納付記録が欠落したとは考え難い。

加えて、請求者は、自身で国民年金加入等の手続及び国民年金保険料の納付を行ったことはない旨陳述している上、請求期間①から③までに係る国民年金保険料の納付が請求者の主張どおりであれば、前述の請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほかに、請求者が、請求期間①から③までの国民年金保険料を追納又は納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者に係る国民年金保険料が追納又は納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③までに係る国民年金保険料を追納又は納付していたものと認めることはできない。